

明日香村景観計画 第3部

野口大字 景観計画

平成24年3月
明日香村 野口大字



目 次

1 野口大字景観計画の基本的事項	1
(1) 背景.....	1
(2) 目的.....	1
(3) 計画年次と進行管理.....	1
(4) 計画の区域.....	2
(5) 計画の位置づけと構成.....	2
2 大字景観づくりの目標と基本方針	3
(1) 大字景観づくりの目標.....	3
(2) 大字景観づくりの基本方針.....	4
3 大字の景観資産	5
4 大字景観の将来構想	8
5 大字景観づくりのマナー	11
(1) 基本的な考え方.....	11
(2) 建築物・工作物等のマナー.....	12
(3) 大字活動等のマナー.....	14
6 景観づくり協議会の取り組み	15

1 野口大字景観計画の基本的事項

(1) 背景

明日香村は、わが国の律令国家が形成された時代における政治及び文化の中心的な地域であり、往時の歴史的、文化的資産が村の全域にわたって数多く存在し周囲の環境と一体となって、他に類を見ない貴重な歴史的風土を形成しています。そのため、明日香村は全村が「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（以下「古都保存法」と称す）および「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」（以下、「明日香法」と称す）に基づく歴史的風土特別保存地区及び都市計画法・奈良県風致地区条例に基づく風致地区に指定され、歴史的風土の保存が図られてきました。

しかし、これまでの法制度では十分な対応ができなかった小規模な屋外広告物や小規模な工作物などが景観を阻害している事例、もう少し工夫をすればより良い景観が形成できるような事例も散見されます。また、これまでの法制度は、集落ごとの特徴に応じた景観の形成には十分な制度ではありませんでした。さらに、明日香村ならびに野口大字における住民の減少や少子高齢化により農地や山林、伝統行事などの良好な環境の維持・継承が危ぶまれています。

このようななか、明日香村では、都市計画法第34条第11号に基づく市街化調整区域の開発の緩和区域を野口大字の区域に設定し、明日香村の人口及び大字人口の増加を目指しています。このことは、言い換えると、これまでの旧来型コミュニティの中に、外部から新たな住民を呼び込むことであり、新旧住民が協働で野口大字の景観づくりを進めていくための仕組みづくりが求められています。

(2) 目的

このような状況を受け、明日香村では景観法・明日香村景観条例に基づき「明日香村景観計画」を策定し、明日香村全域の良好な景観の形成ならびに歴史的風土の保存を図っています。そして、「明日香村景観計画」のなかでは、大字単位で「大字景観計画」を策定することにより、大字ごとの特徴に応じた景観形成を進めていくことを示しています。なかでも、野口大字では、都市計画法第34条第11号区域を有するため、特に今後の大字景観づくりに向けた目標像を明確にすることが求められています。

そこで、野口大字では、現況の土地利用と住民の生活環境の実態を踏まえ、住民が希求する大字景観のあるべき方向と方策を示す「野口大字景観計画」を策定することにより、住民、行政、事業者、新たに野口大字に移り住まれる方々が協働で、野口大字の特徴に応じた大字景観づくりを進めていくこととします。

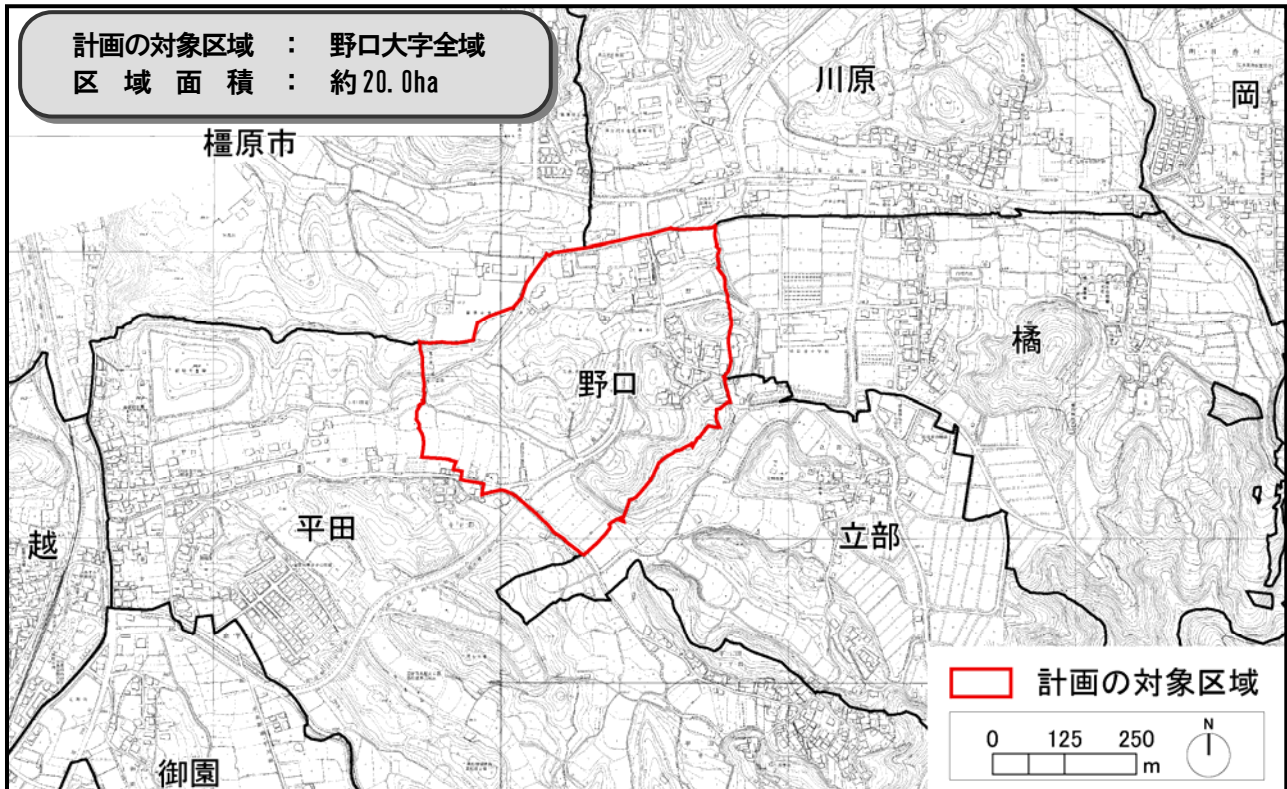
(3) 計画年次と進行管理

本計画は、概ね10年後の野口大字の姿を目標とし、社会情勢の変化や景観まちづくりの進捗状況を踏まえ、定期的に内容を検討し、住民の合意のもとに、必要に応じて見直し・更新を行います。（計画年次：平成24年4月～平成34年3月末）

(4) 計画の区域

本計画の対象区域は、野口大字全域とします。

■ 野口大字景観計画の対象区域



(5) 計画の位置づけと構成

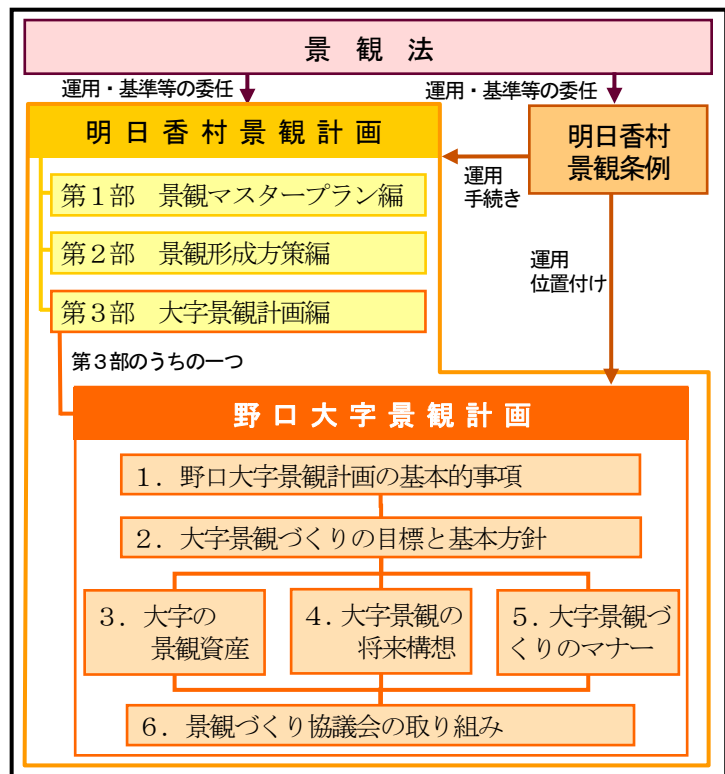
明日香村では、これまでも古都保存法・明日香法、奈良県風致地区条例に基づき、建築物の建築や工作物の建設、開発行為などが制限され、明日香村の歴史的風土の保存に一定の効果をあげてきました。

そこで、これらの法制度は踏襲した上で、それらの対象とならない部分を誘導してこうというものが村全域の明日香村景観計画として位置づけられています。

野口大字景観計画は、明日香村景観条例に規定される大字景観計画として、明日香村景観計画第3部に位置づけられる計画であり、地域の実情に応じたよりきめ細かな景観づくりを推進していくための計画です。

野口大字景観計画では、大字景観づくりの目標と基本方針のもとに、将来世代に引き継いでいく大字の景観資産、景観づくりの将来構想、建築物等や活動に関する大字景観づくりのマナーを設定し、それらを実現化していくための景観づくり協議会の取り組みの方向性を示しています。

■ 計画の位置付けと構成



2 大字景観づくりの目標と基本方針

(1) 大字景観づくりの目標

野口大字は、2つの小丘陵の間に集落がまとまって形成されており、斜面地の高低差が石積みと相俟って表情豊かな街路景観を創り出しています。各敷地は比較的規模が大きく、主屋とは別に長屋門や離れ、納屋を設けている敷地が多いため、小泊瀬稚雀神社などの高台からは、リズム感のある美しい屋根なみを望むことができます。

一方、野口大字の集落区域を除く大半の区域が、水田、畑地、樹園等の農地によって占められており、自然豊かな農（みのり）の景観が広がっています。特に、天武・持統天皇陵から鬼の俎・雪隠への道筋の沿道には樹園地が広がり、秋になると紅葉と柿の実で橙色に染まり、四季の移ろいを感じさせる特徴的な景観を呈しています。

また、野口大字には、天武・持統天皇陵や鬼の俎・雪隠といった遺跡が位置しており、延喜式諸陵寮によると、野口大字一帯が天武・持統天皇陵の陵墓の区域として位置づけられていたことが分かります。また、野口大字の北端を大字境界に沿って東西に通る道筋は、奈良時代の条里制の坪境にあたり、千年近くの歴史をもつ道筋が現在も村民をはじめ多くの人々に利用されています。

さらに、飛鳥周遊歩道の結節点として明日香観光の拠点のひとつとなるとともに、2つの製薬会社と村唯一の造り酒屋が位置する明日香村の地場産業の集積する区域でもあります。

このように、野口大字では、豊かな自然と歴史文化遺産が一体となった歴史的風土と、生活や生業、産業が調和した良好な景観が形成されてきました。

しかし、現在、この良好な景観が大きく変容してきています。樹園の多くは放棄されて山林となり、山林の多くも荒廃して竹林化が進んでいます。また、農地についても、耕作放棄地や有効に活用されていない買入地が各所にみられ、野口大字の良好な景観を将来世代に受け継いでいくためには、農業の振興と併せて考えていくことが求められます。

また、一方では、現在、大字内を縦断する県道野口平田線が建設中であり、この道路の完成は、交通量の増加による安全性の問題や沿道景観の変容など、周辺環境に様々な影響を及ぼすことが危惧されます。また、飛鳥周遊歩道にも位置づけられている従前道路の有効活用方策もひとつの課題となります。

さらに、北側に指定された都市計画法第34条11号の区域は、周囲を農地に囲まれた高台となっているため、明日香観光の主要交通路となる県道多武峰見瀬線や県道野口平田線からも望見できることから、明日香村の歴史的風土に相応しい良好な住宅景観を整備していくことが求められます。

野口大字の四季を彩る自然環境と、豊かな歴史・文化・産業資源を活かしたより良い生活環境づくりを進めていくため、今後の野口大字の景観づくりの目標を以下のように設定します。

野口大字の景観づくりの目標

歴史・文化・自然・産業が織り成す
彩の里づくり

(2) 大字景観づくりの基本方針

野口大字の景観づくりの目標に基づき、以下の基本方針を設定します。

野口大字の景観づくりの基本方針

基本
方針

1

大字の伝統を活かした景観づくり

集落内の石積みや建築物・工作物の形態・意匠、土地利用のあり方など、野口大字の伝統的な作法を受け継ぎ、変化に富んだ表情豊かな街路景観を保全・創出していきます。

現在も受け継がれている祭礼や行事などを大切にし、歴史文化性の豊かな生活環境を受け継いでいきます。

基本
方針

2

生業と産業が彩る景観づくり

耕作放棄地の積極的な活用や樹園地の再生など、農業振興による農空間の保全・再生を進め、四季を感じられる豊かな自然景観を受け継いでいきます。

明日香村を代表する産業の集積する地区として、それらの産業を積極的に活用した観光拠点としての賑わい景観を形成していきます。

基本
方針

3

歴史文化資源が活きる景観づくり

天武・持統天皇陵や鬼の俎・雪隠の各遺跡の適切な保存に加え、周辺の農空間の保全・再生により遺跡と自然環境が一体となった明日香らしい歴史的風土の保存・再生を図ります。

明日香観光の主要ルートである飛鳥周遊歩道の沿道においては、明日香村の歴史的風土を感じられる景観づくりを重点的に進めます。

3 大字の景観資産





以下に掲げる遺跡・遺構、建造物・町並み、生活文化、自然環境などを「野口大字の景観資産」と位置付けます。

「野口大字の景観資産」については、今後、野口大字景観づくり協議会を中心にその保全・活用の方策を検討していきます。また、建造物や樹木、公共施設については、必要に応じて、明日香村景観条例に基づく「景観重要建造物」「景観重要樹木」「景観重要公共施設」への位置付けや文化財の指定・登録などを村に申請・要望していくこととします。





■ 野口大字の景観資産一覧（その1）

分類	名称	概要
遺跡 ・遺構	天武・持統天皇陵	<p>壬申の乱(672年)で大友皇子を倒した大海人皇子(即位後に天武天皇)とその皇后である持統天皇の夫婦合葬の陵。墳形は八角形を呈しており、現在でも加工された凝灰岩を断片的に見ることができる。終末期古墳を知る上での最も重要な古墳の一つであるとともに、大字住民の誇りでもある。</p> 
	鬼の俎 鬼の雪隠	<p>飛鳥を象徴する遺跡のひとつである。欽明天皇陵の東の小丘の斜面に俎と雪隠が道を挟んで並ぶ。もとは古墳の石室の一部であったが、古墳が壊され、現在の姿になって残ったとされる。地名「霧ヶ峯」と鬼にまつわる伝説を伝える。</p> 
	野口植山城跡 (植山古墳)	<p>万葉集の女性歌人額田王が葬られた場所ともいわれており、東側頂上には額田王の歌碑「古に 恋ふらむ鳥は 時鳥 けだしや鳴きし わが念へるごと」が建てられている。天武・持統天皇陵に近接し、天武天皇・持統天皇と額田王の関係を想起できる。</p> 
	野口カシノ尾遺跡	<p>飛鳥期の土師器、須恵器、瓦器が出土している。平成3年に野口カシノ尾遺跡発掘調査報告が発行されている。</p>
建造物 ・町並み	脇本酒造	<p>飛鳥川源流水を用いた明日香村唯一の造り酒屋。酒蔵は幹線道路からのランドマークともなっている。</p> 

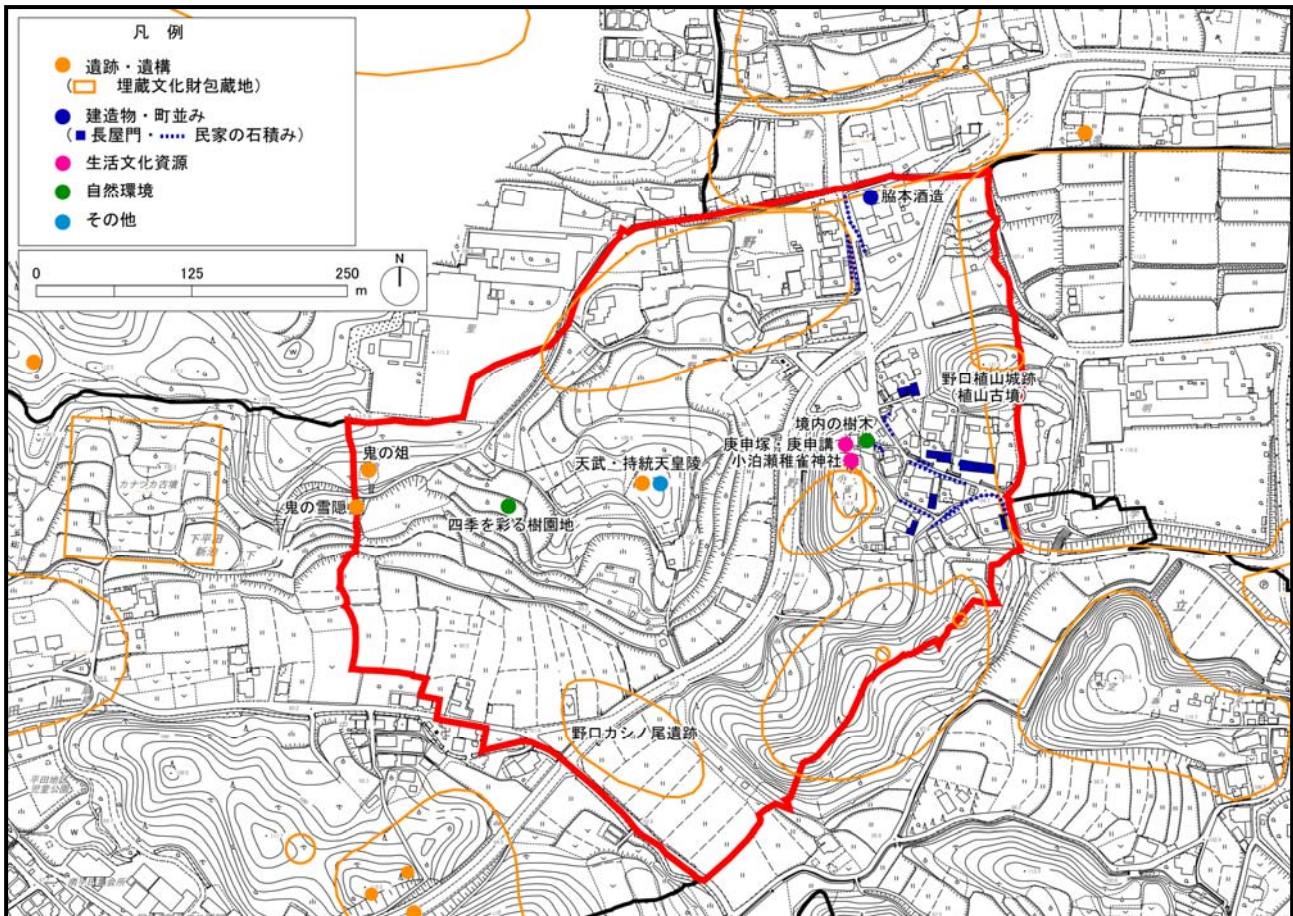
■ 野口大字の景観資産一覧（その2）

分類	名称	概要
建造物 ・町並み	長屋門	<p>小規模な集落にあって、その多くの家に長屋門が配され、集落の景観を特徴付けている。</p> 
	民家の石積み	<p>丘陵斜面に沿って集落が形成されているため、多くの民家の基部には石積みがみられる。入り組んだ街路と民家の石積みの変化に富んだシークエンスをつくりだしている。</p> 
生活文化	小泊瀬稚雀神社	<p>祭神は武烈天皇。創建年代は不明。創祀起源は大字西方の天武・持統天皇陵が治定される以前に、墳墓入口から玄室を見て、それが大岩窟のようであったことから、里俗武烈天皇の岩屋（一説には倭彦命の墓という伝説もあった）と呼び、「武烈天皇の山陵なり」と伝えられ、同天皇の神霊が奉祀されたものである。明治42年10月7日、橘春日神社に併合し、社殿（本殿は春日造）と石燈籠の半数が残された。</p> <p>地区で当社を慕う人々もあり、また併合された春日神社へも距離があり参拝が不便であるため、有志が費用を出し合い、当社を修繕して奉養を続けている。</p> 
	長楽寺跡	<p>山号は妙法山、院号は慈眼院。元浄土宗。現在は廃寺となっている。現在は石碑が建てられているが、かつては広場で良い遊び場となっていた。</p>
	庚申塚・庚申講	<p>江戸期には延命の神として崇められるとともに、「百姓の神様」として信仰され、庚申講が形成された。野口では、任意集団の形態から変遷し、村内の各戸が講衆として入り、村人が輪番で庚申さんを祀っている。（庚申講の掛軸が現存する）</p> 
	橘春日神社の秋の宮講祭礼	<p>橘・野口・立部の三か村の宮講の人々が渡御し、本殿で祭礼を行う。大字住民の親睦を深める場、子供たちが伝統行事を学ぶ場となっている。</p> <p>かつて座は10月10日で、13戸が輪番でトウヤを務めた。当日、アト、サキトウヤがトウヤに来て、御供餅をつく。後、講中揃って盛って床の間へ供える。昼はテネブリを食べる。午後神社へ行列で渡り、祭典後トウヤへ戻って宴会をする。昭和47年から折詰弁当になり、費用も各人の負担となった。10月17日が例祭で、翌18日に次のトウヤへ諸道具を送って引継ぎが皆終ることになっている。なお、現在、例祭は10月の第4土曜日・日曜日に行われている。</p> <p>なお、トウヤの年中行事としては、宵宮に神社へ高張提灯を立て、18日にその後片付けをすること。また、ウケトウヤは次の正月に、神社の門松を用意して立てる。その他に、毎月1日、15日に神社の掃除をして洗米を供えることとなっていた。</p>

■ 野口大字の景観資産一覧（その3）

分類	名称	概要
自然環境	四季を彩る樹園地	樹園地の柿の木は、夏はあおおと葉が生い茂り、秋には実と葉が赤く染まるなど、四季の移ろいを感じることができる。 
	小泊瀬稚雀神社境内の樹木	境内には、イチョウやサクラ、サルスベリ等の樹木が残されており、四季折々の美しい境内の景色が楽しめる。 
その他	天武・持統天皇陵を中心とした眺め	県道野口平田線をはじめ、天武・持統天皇陵は様々な場所から象徴的に望むことができる。また、周囲の山林や農地と一体となって四季の移ろいを感じられる明日香らしい景観が形成されている。  

■ 野口大字の景観資産の分布

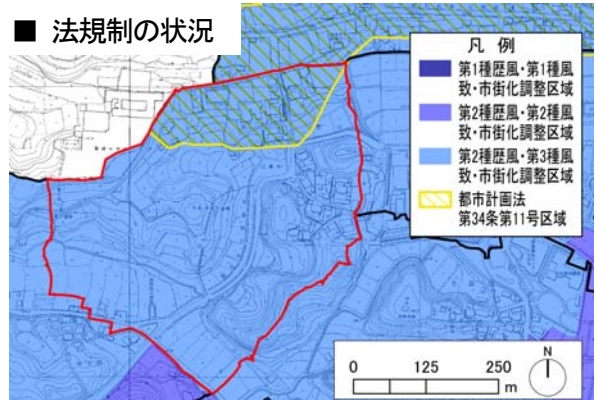


4 大字景観の将来構想

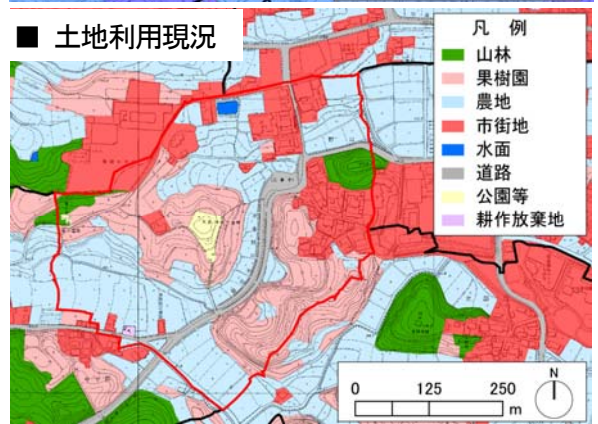
野口大字の大字区域内には、建物が建ち並ぶ集落区域や農地が広がる区域、山林が広がる区域など、様々な土地の使い方がみられます。また、古都保存法や奈良県風致地区条例、都市計画法第34条第11号区域など、かけられている法規制が異なる区域もみられます。

そこで、ここでは、大字景観の将来構想として、「大字景観づくりのための区域区分」及び「大字景観づくりの拠点となる区域・軸（今後10年程度の間に重点的に景観づくりを進める場所）」を設定し、それぞれの景観形成方針を掲げることにより、区域や軸ごとの特徴にあわせた景観づくりを効率的・効果的に進めていきます。

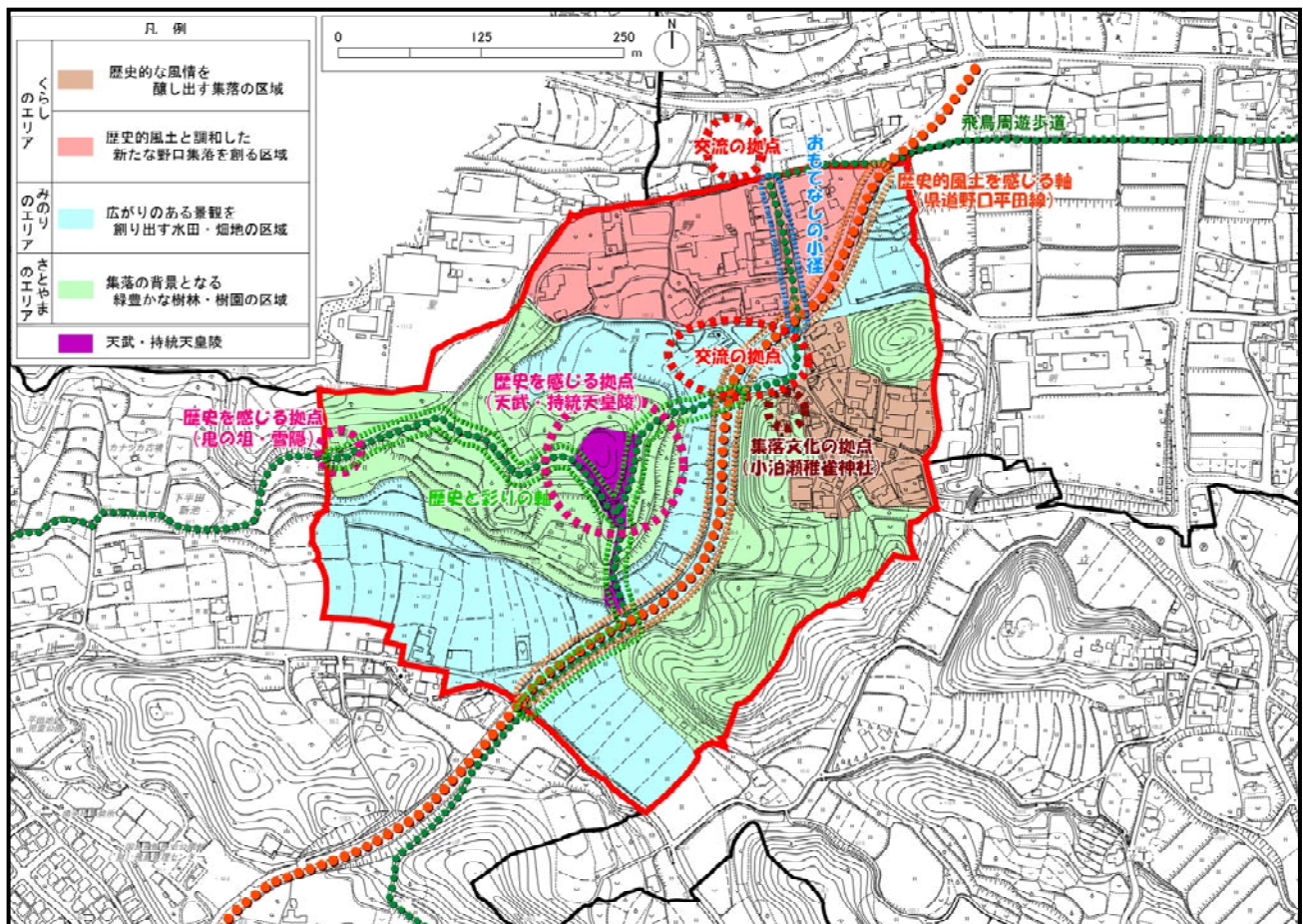
■ 法規制の状況



■ 土地利用現況



■ 野口大字の大字景観づくりの将来構想図



■ 景観区域ごとの景観形成方針

	エリア・区域	対象区域	景観形成方針
くらしのエリア	<p>歴史的な風情を醸し出す 集落の区域</p> 	<p>現況土地利用が市街地（集落居住地）の区域</p>	<p>昔ながらの建築物や工作物など、野口集落の歴史・文化を色濃く残す区域です。2つの小丘陵に挟まれた地形に即して、細く曲がりくねった道と石積み、長屋門などの数棟の建物により構成される家並みが、コンパクトにまとまり、歴史的な風情を感じさせる景観を創り出しています。野口集落の歴史・文化を尊重し、建築物の形態や意匠、配置などの昔から伝えられている作法を踏襲した町並み景観形成と良好な生活環境の保全と創造に努めます。</p>
	<p>歴史的風土と調和した 新たな野口集落を 創る区域</p> 	<p>都市計画法第34条第11号の区域（新規住宅予定地）</p>	<p>県道野口平田線（建設中）の新設により生じる新たな沿道景観の創出ならびに、旧道区域における周遊歩道としての賑わいの形成を図ります。また、西部区域においては、県道多武峰見瀬線や県道野口平田線などの周囲からの眺望に配慮した景観形成を進めます。</p>
みのりのエリア	<p>広がりのある景観を 創り出す水田・畑地の区域</p> 	<p>現況土地利用が水田を主とし、第2種歴史的風土保存地区に指定されている区域</p>	<p>広がりのある農地が、天武・持統天皇陵への良好な眺望ならびに陵上からの眺望景観を創り出している区域です。農業の活性化や買入地の適切な管理を進め、農地としての保全・活用を通じて良好な眺望を確保するとともに、四季の移ろいを感じられる緑豊かな景観づくりを進めます。また、農家住宅等の建築や工作物の建設にあたっては、陵墓への眺望の保全・形成を図ります。</p>
さとやまのエリア	<p>歴史的風土を創り出す 緑豊かな山林・樹園の区域</p> 	<p>現況土地利用が山林・樹園を主とする区域</p>	<p>集落の背景となり、集落景観の美しさを引き立たせるとともに、人々の生活と密接に関わり続けてきた山林や柿の木をはじめとした樹園・畑地の区域です。山林の適切な管理や農業の振興により、四季の移ろいを感じられる自然景観の保全、形成を図ります。</p>

■ 拠点となる区域・軸ごとの景観形成方針

種別	名称	対象区域	景観形成方針
拠点	歴史を感じる拠点	天武・持統天皇陵	今後、将来世代の多くの人々が歴史や文化を感じられる場として大切に残していきます。 史跡地の樹林の適切な管理を行うとともに、周囲の農地を保全することにより、明日香を代表する歴史文化遺産である天武・持統天皇陵とその周囲に広がる四季折々の美しい自然景観が一体となって形成する歴史的風土を保存します。
		鬼の俎・雪隠	今後、将来世代の多くの人々が歴史や文化を感じられる場として大切に残していきます。 周囲の山林や農地を適切に管理することにより、明日香村の観光拠点のひとつとしての質の高い景観づくりを進めます。
	集落文化の拠点	小泊瀬稚雀神社	集落を一望できる良好な視点場であり、大字住民の精神的な基盤ともなる神社であり、清掃活動などを通じて大字住民自らの手で管理し、その精神と空間を大切に将来世代に受け継いでいきます。
交流の拠点		野口大字集会所～ 県道野口平田線付近	県道野口平田線の通過交通との調整による安全性を確保しながら、ポケットパークの積極的な活用やおもてなしの小径との連携により、大字住民の交流の拠点としてだけでなく、観光に訪れる都市住民や飛鳥ファンとの交流の拠点としていきます。
軸	おもてなしの小径	飛鳥周遊歩道 (県道野口平田線 旧道区間)	野口駐車場(川原地内)など、明日香観光の始点のひとつとなる重要な場所にあたり、春には沿道庭木の桜が美しく通る人々の目を楽しませてくれます。また、通過交通は新設された県道野口平田線に移るため、従来よりも安全性が確保されることが予想されます。 石積みと緑・桜のトンネルを抜けると明日香村の美しい歴史的風土が広がるという、明日香観光の導入路としてのおもてなし空間づくりを進めます。
	歴史と彩りの軸	飛鳥周遊歩道 (天武・持統天皇陵 付近～鬼の俎・雪 隠付近)	四季折々の美しさをつくりだす樹園の柿の木や畑地の保全に努めていくことにより、地域住民や観光客などの多くの人々が、明日香村の歴史や豊かな自然を感じながら、ゆっくりと周遊できる空間づくりを進めます。
	歴史的風土を感じる軸	県道野口平田線	県道野口平田線は、四季折々の美しさを創り出す農地や樹林の広がり、明日香村の歴史的文化的遺産の核の一つである天武・持統天皇陵古墳を一望できる視点場となっています。明日香村の歴史的風土と調和した形での沿道の景観づくりを進めることにより、明日香村の歴史的風土の核の一つでもある美しい眺望景観を保全し、将来世代に受け継いでいきます。

5 大字景観づくりのマナー

(1) 基本的な考え方

野口大字景観づくりのマナーとは、より良い野口大字の景観づくりを進めていくため、野口大字にお住まいの皆さま自らが、野口大字の景観づくりに関わる全ての方々を対象に定める作法や取り決め（マナー）です。

明日香村では、これまでも、古都保存法や奈良県風致地区条例などにより、一定の行為の制限が設けられてきました。それらを踏襲した上で、より野口大字らしい景観づくりを進めていくために必要な事項を「野口大字景観づくりのマナー」として定めていくこととします。

野口大字では、都市計画法第 34 条 11 号の区域が設定されているため、新たに建築される建築物や工作物等のマナーを中心に大字景観づくりのマナーを設定し、きめ細かな景観づくりを進めます。

■ 大字景観づくりのマナーの種類

① 「ガイドライン」と「ルール」

「ガイドライン」と「ルール」の 2 種類のマナーを設定します。

ガイドライン

：守るよう努力すべき事項（努力事項）

ル　ー　ル

：最低限守る必要のある事項（必須事項）

② 「建築物・工作物等のマナー」と「大字活動等のマナー」

「建築物・工作物等のマナー」と「大字活動等のマナー」の 2 種類のマナーを設定します。

建築物・工作物等のマナー

：野口大字の区域において、建築物の建築や工作物の建設等を行う場合に配慮すべき事項を定めます。明日香村景観条例に基づく届出があった場合、明日香村では、届出された方に対し、野口大字景観計画に規定する建築物・工作物等のマナーへの適合への協力を依頼します。そのうち、特に、ルールとして定められた事項については、適合するよう求め、従わない場合は、野口大字景観づくり協議会と連携した運用を図り、さらに勧告又は変更命令を行うことにより担保していきます。

大字活動等のマナー

：祭礼や行事など、大字としての各種取り組みについて規定するマナーです。外部地域から野口大字に入村される方に守っていただくべき事項などを規定しておくことにより、スムーズに入村でき、良好なコミュニティを形成していくことが期待できます。

(2) 建築物・工作物等のマナー

古都保存法、奈良県風致地区条例及び風致地区審査指針を踏襲した上で、野口大字の景観の特徴に応じて建築物・工作物の形態・意匠に関するガイドライン及びルールを設定します。

既存の集落居住区域である「歴史的な風情を醸し出す集落の区域」では、これまでも地域の慣習に基づき、良好な景観が形成されてきています。従って、「歴史的な風情を醸し出す集落の区域」におけるマナーはガイドラインを基本として設定しています。しかし、比較的一敷地の大きな野口大字では、敷地を囲む塀や擁壁（石積み）がヒューマンスケールの美しい町並みを形成し、特徴的な景観を形成していることを考慮し、塀と擁壁については、ルールとして設定しています。

その他の区域及び新規商工業系建物（一般住宅以外）については、必須事項となるルールを中心としたマナーを設定することで、周囲の自然環境やと調和した景観づくりを進めていくこととします。

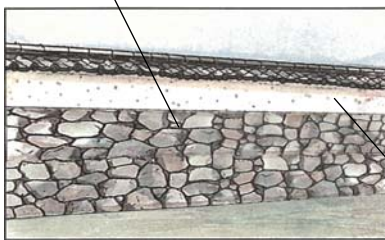
■ 野口大字において推奨される建築物等の例

- ・既存の長屋門の保存に努めましょう。やむを得ない場合は、従前の規模・形態・意匠等を踏襲して建替えましょう。



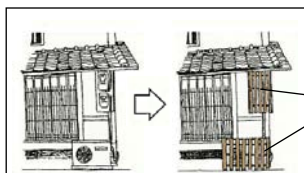
- ・屋根は切妻屋根・入母屋屋根とし、段差を設けたり付属屋と連棟させるなどの工夫により、単調な屋根面とならないよう努めましょう。

- ・昔ながらの基礎の石積みが残る敷地においては、石積みの保全に努めましょう。
- ・石積みは野面石積み又は乱積みとし、石の大きさは30~50cmを主とするよう努めましょう。



- ・庭木、生垣等を積極的に設け、緑豊かな集落景観を創りだしましょう。
- ・樹種は野口大字の景観に適した樹種としましょう。

- ・外壁、塀は白色もしくは黒色の漆喰壁を基調としましょう。
- ・外壁、塀は、貫見せ（真壁）や腰下板張り、色彩の変化などにより、単調にならないよう努めましょう。
- ・塀の上部は和型瓦、檜皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料とし、和型瓦の場合、色は濃灰、もしくは黒等としましょう。



- ・木製格子等により室外機等の目隠しをするよう努めましょう。

■ 建築物・工作物等のマナー

項目	マナー	全区域	景観区域						
		新規商工業系建物 (一般住宅以外)	歴史的な 風情を醸し出す集 落の区域	歴史的風土と調和した新 たな野口集落を創る区域 都市計画法 第34条第 11号によ り建築され る住宅	広がる景観 を創り出す水田・ 畑地の区域	歴史的 風土を 創り出す 緑豊かな 山林・樹園 の区域			
建築物	配置 規模等	・視点場となる「歴史と 彩りの軸」「歴史的風土 を感じる軸」から天 武・持統天皇陵への眺 望を阻害しない。	ルール	—	ガイドライン	—	ルール	ルール	
		・敷地面積は100坪以上 とする。	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	
		・敷地と道路の境界には 塀や生垣を設ける。	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	
		・既存の長屋門の保存に 努める。	—	ガイドライン	—	—	—	—	
	形態 意匠	屋根	・主屋の屋根は段差を設 けたり、付属屋と連棟 させるなどの工夫によ り、単調な屋根面は避 ける。	ルール	ガイドライン	ルール	ガイドライン	ルール	ルール
			・切妻屋根または入母屋 屋根とする。	ルール	ガイドライン	ルール	ガイドライン	ルール	ルール
	外壁	・白色もしくは黒色の漆 喰壁またはそれに類す る仕上げとする。	ルール	ガイドライン	ルール	ガイドライン	ルール	ルール	
		・腰板など複数の材料若 しくは色彩を用い、単 調な壁面は避ける。	ルール	ガイドライン	ルール	ガイドライン	ルール	ルール	
	建築 設備	室外 機等	・木製格子等により目隠しを する。	ルール	ガイドライン	ルール	ガイドライン	ルール	ルール
	工作物	形態 意匠	塀	・上部は和型瓦、檜皮、 銅板、木板その他これ らに類似する外観を有 する材料とし、和型瓦 の場合、色は濃灰、も しくは黒等とする。	ルール	ルール	ルール	ルール	ルール
・白色もしくは黒色の漆 喰壁またはそれに類す る仕上げとする。				ルール	ルール	ルール	ルール	ルール	ルール
擁壁		・昔ながらの基礎の石積 みが残る敷地において は、石積みの保全に努 める。	ルール	ルール	ルール	ルール	ルール	ルール	
		・石積みは野面石積み又 は乱積みとし、石の大 きさは30~50cmを主 とする。	ルール	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	ガイドライン	
緑化	生垣	・樹種は野口大字の景観 に適した樹種とする。	ルール	ガイドライン	ルール	ガイドライン	ルール	ルール	
配置、舗装等	・緑地や構造物の配置、 舗装面の色彩などを工 夫し、周辺の歴史的風 土との調和に十分に配 慮すること。	ルール	—	—	—	—	—		
屋外 広告物 等	・色調や配色パターン、 デザイン・規模につい て十分な配慮をする。	ルール	ガイドライン	ルール	ガイドライン	ルール	ルール		

(3) 大字活動等のマナー

野口大字で受け継がれてきた祭礼や行事などの伝統的活動や新たに実施している活動、大字の集まりなど、良好な地域コミュニティを形成し、維持すること、そして、人々の生活の香る豊かな大字景観づくりを進めていくことを目的として、以下の大字活動等のマナー（ガイドライン）を設定します。

■ 大字活動等のマナー（ガイドライン）

清掃活動

野口大字では、より良い生活環境ならびに美しい景観を維持・形成していくために、年間を通じて清掃活動を実施しています。

大字の実施する清掃活動に積極的に参加するとともに、日常生活においても身近な景観づくりに取り組んでいきましょう。

祭礼・行事

神社の祭礼は、野口大字の伝統・文化を伝える住民の精神的な基盤となるものであるとともに、大字住民の親睦を深める場として、また、子供たちが伝統行事に参加し、その行事の意味を理解する場としても、重要な役割を果たしています。

受け継がれてきた神社の祭礼や各種行事を将来世代に受け継いでいきます。

生活

野口大字では、月に1回程度、大字集会を開催し、大字の運営に関する事項についての話し合いを行っています。

日常生活のなかでの問題点や景観上の課題などについて積極的に話し合い、より良い生活環境を維持・形成していくとともに、景観づくりや地域の活性化のための勉強会としても積極的に活用していきます。

(※) 新規住民の方へ

新たに野口大字の住民となる場合、自治会費等の負担金が発生します。

詳細については、事前に野口大字総代までご確認・ご相談下さい。

6 景観づくり協議会の取り組み

野口大字では、「野口大字景観づくり協議会」を設立し、平成24年3月に明日香村景観条例に基づく「景観づくり協議会」として村長より認定されています。

野口大字景観づくり協議会は、以下の3つの役割を担います。

■ 野口大字景観づくり協議会の役割

① 景観づくりの取り組み主体としての役割

- ・野口大字景観づくり協議会は、大切な景観資源を守り、育て、大字住民や子ども達、明日香村を訪れる方々が心地よい、喜べる、楽しめる大字づくりを目指して、明日香村や景観アドバイザー等と連携し、景観づくりの取り組みを主体的に実施していきます。
- ・取り組みの具体計画を定め、大字景観計画の内容を実現化していきます。

② 大字景観づくりのあり方の検討と村への提言の役割

- ・大字内における開発行為や建築行為、公共事業などについて、村から大字の意見を求められた場合に、大字住民の意見をとりまとめて村に提出します。
- ・大字住民の景観づくりに対する意見や要望などを集約し、村へ提言していきます。
- ・大字景観計画の改訂のための検討やまちづくりのあり方の検討を進め、大字景観計画の改訂や村への提言を行っていきます。

③ 良好な地域コミュニティづくりの役割

- ・新規住民に対して、野口大字住民として生活していくための守るべきルールを説明するなど、良好な地域コミュニティづくりを進めます。

なお、野口大字景観づくり協議会では、今後10年程度（平成24～33年）は、明日香村や奈良県との連携・調整のもと、以下の3つの取り組みを重点的に実施していきます。

取り組み1 景観阻害要因の改善

・買入地や遊休地の活用

明日香村及び奈良県との調整・協議のもとに、天武・持統天皇陵北側の買入地や遊休地の効果的な活用に向けた検討を行います。協議が整い次第、大字の景観資産として積極的に活用していきます。また、その他耕作放棄地や荒廃山林、買入地などで景観を阻害している土地については、その管理方策を検討し、大字景観づくり協議会が主体となって取り組みを実施していきます。

・景観を阻害している要素に対する措置

景観を阻害している屋外広告物など、景観阻害要素について、自ら調査を行い、改善に向けた取り組み方策を検討します。また、必要に応じて明日香村に対して、必要な措置を講ずるよう要請していきます。

・清掃活動の実施継続

これまでも実施してきた大字内の清掃活動を継続して実施します。

取り組み2 大字の景観資産を活かしたまちづくりの検討・実践

・地場産業や特産品等を活かした活性化

大字内に立地する企業や酒造等との連携や大字で栽培している蕎麦の特産品化の検討などを進め、「交流の拠点」や「おもてなしの小径」を中心とした観光客や飛鳥ファン等との交流を通じ、地域の活性化を図っていきます。

・大字の景観資産の保全・活用

歴史的な建造物や樹木のうち、必要なものについては、景観重要建造物や景観重要樹木の指定を明日香村に提案していきます。

取り組み3 大字の生活・民俗文化の継承

・新規住民との連携による良好な生活環境の形成

新たに入村される人との良好な関係を築き、大字の祭礼や行事、集会等への積極的な参加を促すことにより、良好な生活環境を形成していきます。

・民俗文化の継承

これまで培われた生活・民俗文化の記録化を進め、次世代や新規住民に引き継いでいきます。

野口大字景観づくり協議会 規約

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、野口大字景観づくり協議会（以下「協議会」）と称し、事務所を「野口集会所」内に置く。

(区 域)

第2条 協議会の活動区域は、野口大字の全域とする。

第2章 目的および活動

(目 的)

第3条 この協議会は、住民等の主体的な参加と協力により、コミュニティの醸成を図りながら、地区内の良好な景観づくりを進め、潤いとゆとりのある生活環境の形成ならびに観光拠点のひとつとして明日香村の活性化に努めることを目的とする。

(活 動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 大字の良好な景観づくり、生活環境づくりのための活動
- (2) 明日香村の歴史的風土の保存や景観づくり、村の活性化のための活動

第3章 会員

(種別及び入会)

第5条 協議会は、活動区域内に住所を所有する者を会員として組織する。

2 活動区域内の土地もしくは建物等を所有する者又はその権利を所有する者（正会員を除く）は、会長が別に定める手続きにより、準会員として入会を申し込むことができる。

3 会長は前項の申し込みがあった場合は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 委員 5人以上10人以下
- (2) 監事 2人以内

2 委員のうち、1人を会長、1人を総務担当の副会長、1人を会計担当の副会長とする。

(選任等)

第7条 委員及び監事は、大字総会において承認する。

2 会長及び副会長は、役員会において互選する。

3 監事のうち、1人は委員を兼ねることはできない。

(職 務)

第8条 会長は、協議会を代表し、業務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長が予め指定した順序によって、その職務を代行する。

3 委員は、役員会を構成し、この規約の定め及び役員会の議決に基づき、業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 委員の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 協議会の資産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、協議会の業務又は会計に関し、不正の行為又は規約に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを役員会に報告すること。
- (4) 前号の報告のため、必要がある場合は役員会を招集することを会長に請求することができる。
- (5) 委員の業務執行の状況又は協議会の収支の状況について、委員に意見を述べ、若しくは役員会の招集を会長に請求すること。

(任 期)

第9条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員によって就任した委員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第5章 役員会

(構 成)

第10条 役員会は、委員をもって構成する。

(権 能)

第11条 役員会は、この規約で定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (2) 委員の職務
- (3) 事務局の組織及び運営
- (4) 会務の執行に関する事項

(開 催)

第12条 役員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 委員総数の3分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。
- (3) 第8条第4項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき。

(召 集)

第13条 役員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議 長)

第14条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。やむなく会長が欠席した場合は、総務担当の副会長が代行する。

(議 決)

第15条 役員会における議決事項は、第13条第3項の規定によって予め通知した事項とする。

- 2 役員会の議事は、委員現在数の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第16条 各委員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため役員会に出席できない委員は、予め通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した委員は、役員会に出席したものとみなす。

(議事録)

第17条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(会員への報告)

第18条 役員会における議決は、大字総会において、正会員に報告しなければならない。また、準会員に対しては、書面をもって報告しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第19条 協議会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 助成金
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(資産の管理)

第20条 協議会の資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第21条 協議会の事業計画及びそれに伴う収支予算ならびにその変更は、会長が作成し、役員会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第22条 協議会の事業報告書、収支決算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後速やかに、会長が作成し、監事の監査を受けなければならない。

- 2 決算上余剰金を生じた時は、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第23条 この協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第7章 計画の変更

(計画の変更)

第24条 この協議会が、大字景観計画を変更しようとするときは、大字総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、明日香村景観委員会の意見を聴き、明日香村長の認定を得なければならない。

第8章 雑則

第25条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、役員会の議決を経て、会長がこれを定める。

付則

- 1 この規約は、この協議会の成立の日から施行する。
- 2 協議会の設立当初の事業年度は、設立の日から平成24年3月31日までとする。



明日香村景観計画 第3部

野口大字景観計画

平成24年3月

発行：野口大字景観づくり協議会、明日香村
